

改正内容要点

若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の全部改正について

1) 改正理由

若狭町議会議員政治倫理条例の制定に伴い、若狭町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の改正が必要となった。

【主な内容】

1) 請負状況の報告の対象に関する事項

- 1 議員又は議員の2親等内の親族が若狭町に対し請負をする者又は支配人であるとき。
- 2 議員の親族が役員である法人が若狭町に対し請負をするとき。
- 3 議員又は議員の親族が実質的に経営に携わる法人が若狭町に対し請負をするとき。
- 4 議員の親族が役員である法人その他の団体が若狭町から指定管理者の指定を受けるとき。
- 5 議員の親族が実質的に経営に携わる法人その他の団体が若狭町から指定管理者の指定を受けるとき。

2) 附則

- ①施行日：令和7年4月1日から施行する。
- ②適用：令和7年4月1日に始まる会計年度から適用する。